2021 年度自治体要請キャラバン

社会保障の拡充を求める要望書(三郷市回答)

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1) 所得に応じて払える保険税にしてください。

今回(2021年4月)行った自治体要請キャラバン行動の事前アンケート結果によると、 滞納世帯の割合が14.2%で前回の19.0%より4.8%低下しました。しかし、滞納全世帯 の内、所得100万円未満の世帯の滞納が39.9%となっており、前回までの結果と同様に 低所得者ほど国保税が高すぎて納められない実態です。また、コロナの感染拡大でやむな く会社を退職し、国保に入る方もいます。前年度の収入によって保険税が決定することか らも、高すぎる保険税を所得に応じて払える保険税にするために、一般会計からの繰り入 れを増やしていくことが引き続き必要です。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

<回答>国保年金課

応能応益割合につきましては、近隣自治体の状況等も踏まえ、適切な保険税負担の在り方を含め引き続き研究してまいります。

② 子どもの均等割負担を廃止してください。

<回答>国保年金課

子どもの均等割に係る軽減措置の導入につきましては、未就学児の均等割の5割軽減を令和4年度分から実施する見込みです。

③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

<回答>国保年金課

一般会計からの繰入れにつきましては、国保の財政状況や県の方針等を踏まえて対応してまいります。

(2) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

今回のアンケート結果では、滞納世帯が 18 万 2781 世帯ありましたが、減免はその内 1 万 830 世帯で、これは滞納世帯の 5.9%にすぎません。

また、国が行った新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免制度では、県内 62 市町で 1 万 6247 世帯の申請があり、その内 1 万 4594 世帯、総額 24 億 6817 万 8496 円の減免が行われました。現在もコロナ禍にあることから、2021 年度も国保税コロナ減免を実施してください。

① 保険税免除基準を生保基準の 1.5 倍相当に設定するなど、申請減免制度を拡充してください。

<回答>国保年金課

国民健康保険税の減免につきましては、個別にご事情を伺ったうえで判断しており、 一定の所得額以下であることのみを理由には行っておりません。

② 2021 年度も新型コロナウイルス感染の影響による国保税減免を実施し、広く周知することや国の基準を緩和するなど申請しやすい制度にしてください。

<回答>国保年金課

今年度も昨年度と同様に、国の基準に則った新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免を実施してまいります。また、納税通知書と併せて減免制度の案内文書を同封し、本制度の周知を図ってまいります。

(3) 窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。

生活保護基準以下の生活を強いることのないように、医療費の負担を軽減する制度は重要です。窓口負担の軽減制度の拡充を行なってください。

① 国保法 44 条による減免は、生保基準の 1.5 倍相当に、病院等窓口負担の減額・免除制度の拡充を行なってください。

<回答>国保年金課

本市では、三郷市国民健康保険に関する規則において、一部負担金の減免について規定し、運用しております。運用にあたりましては、厚生労働省から平成22年9月13日に通知された基準により、被保険者の状況に応じて個別に相談を受けるようにしております。

② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。 <回答>国保年金課

一部負担金減免の申請にあたり、被保険者の状況を詳細に聞き取りする必要があることから、申請書等につきましては現行の書式を使用してまいります。

③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

<回答>国保年金課

一部負担金減免の申請にあたり、本市職員が被保険者の状況等を詳細に聞き取りする 必要があることから、現行の方法による申請の受付をしてまいります。

(4) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください

昨年から続くコロナ禍にあって、今年度もこれまで以上に地域経済の低迷や中小企業、 自営業者の経営は死活的な状況です。このような時に、滞納処分や保険証を取り上げる事 は受療権を奪うことにつながります。滞納世帯の生活を再建し、支援する事で、納税者と なることができます。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行な う事で、地域の住民と行政との信頼関係が構築できます。安心と信頼の地域社会づくりを 行なってください。

① 住民に寄り添った対応を行ってください。

<回答>収納課

国民健康保険税を含む市税等の納付が遅れているかたから納税の相談をいただく際は、納付が遅れている状況や生活実態等を詳しくお聞きするため、来庁でのご相談を促しております。

また、納税相談や財産調査等の結果、財産がないときや、滞納処分を行うことにより 生活を著しく窮迫させるおそれがあるときなどの場合には、法令に基づき滞納処分の執 行停止を行っております。

今後も滞納処分の執行停止等の納税緩和については、納税者の納税資力を見極め、法令に基づき適切に対応してまいります。

なお、相談等の中で福祉制度の支援が必要と思われるかたには、福祉担当窓口をご案内しております。

② 給与等の全額を差押えすることは憲法 29 条の財産権の侵害行為であり法令で禁止されています。憲法 25 条の生存権保障の立場から生存権的財産である最低生活費を保障してください。

<回答>収納課

地方税法では、市税等を滞納した場合は、滞納者の財産を差し押さえなければならないと規定されており、滞納処分については、国税徴収法や地方税法等の法令に則り執行しております。

生活保障費等の差押禁止財産についても、法令に基づき、差押えは行わないよう徹底 しております。

③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等に あてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難に するため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

<回答>収納課

市税等を滞納されているかたには、督促状や催告文書の郵送に加えて、納付呼びかけ センターからの電話による納付勧奨を行うほか、日曜納税相談を行うなどして、あくま で自主的に納付いただくようご案内しております。

しかしながら、納税折衝や財産調査の結果、納付できる財産があるにもかかわらず、 納付いただけない場合には、法令に則った差押え等の滞納処分を行っております。

④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意

し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

<回答>収納課

市税等を滞納した場合は、滞納者の財産を差し押さえなければならないと規定されて おり、滞納処分については、国税徴収法や地方税法等の法令に則り執行しております。 また、相談において、生活再建等の福祉制度の支援が必要と思われるかたには、福祉 相談窓口をご案内しております。

(5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

2021年のアンケート結果では資格証明書が22市町で676世帯、短期保険証は6市町で1万4603世帯、2万4866人の被保険者に発行され、保険証の窓口留置は2,780世帯になります。保険料の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に正規の保険証は交付をお願いします。保険証がないことで手遅れ受診につながった事案があとをたちません。納税などの条件を設けることなく正規保険証は発行される必要があると考えます。

- ① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。
- ② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。
- ③ 資格証明書は発行しないでください。

<回答①②③>国保年金課

短期被保険者証及び資格証明書につきましては、納税相談の機会の確保と被保険者間の負担の公平を図ることを目的に交付しており、今後も適正に交付してまいります。

(6) 傷病手当金を支給してください。

昨年度から新型コロナウイルス感染症対策として、傷病手当金の支給に関する条例改正についての事務連絡が発出されました。2021年アンケート結果によれば2020年度は44市町で277人が申請し272人が受給されました。傷病により休業を余儀なくされた場合の傷病手当金の支給は、国保に加入する被用者およびフリーランス、個人事業主などの切実な要求です。

① 傷病手当金の支給を 2021 年度も実施してください。新型コロナウイルス感染症対策の一環としての、時限的な措置だけではなく、恒常的な施策として条例の改正を行ってください。

<回答>国保年金課

新型コロナウイルス感染症対策として、国の指針に基づき条例改正を行い、被用者に対して傷病手当金の支給をすることとしました。今後の国の動向に応じ、対応してまいります。

② 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。 <回答>国保年金課

新型コロナウイルス感染症の感染状況及び国の動向を注視してまいります。

- (7) 国保運営協議会について
- ① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するため に、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。
- ② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。 <回答①、②>国保年金課

国保運営協議会の委員につきましては、医療関係者、有識者のほか、被保険者のかたからも選出しています。選出方法については引き続き検討してまいりたいと考えております。

(8) 保健予防事業について

2020 年度はコロナ禍にあって特定健診受診率が低下しています。今年度は感染防止に留意した上でどのような対策を講じて目標値の達成を実現するのか、具体的な対策と、計画を教えください。

① 特定健診の本人負担を無料にしてください。

<回答>健康推進課

特定健康診査の本人負担につきましては、現在、国民健康保険特別会計から半額補助を行っております。国民健康保険の財政状況から、現段階での本人負担の無料化は引き続き困難な状況です。

② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

<回答>健康推進課

集団方式では、胃がん・肺がん・大腸がん検診は、特定健康診査と同時に実施しております。乳がん検診と子宮がん検診は、女性特有の検診のため、健診会場のレイアウトや新たな部屋の確保、及び医師の確保できる時間帯などの課題があり、困難な状況です。個別方式では、市内指定医療機関の予約方法等により、特定健康診査とがん検診を同時に受診できない場合があります。乳がん検診と子宮がん検診は、実施している医療機関が少ないため特定健康診査と同時受診は、困難な状況です。

③ 2021 年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。

<回答>健康推進課

コロナ禍の健康診査であるため、集団方式では、昨年に引き続き受診可能な人数を制限します。感染予防対策を重視する必要があることから、受診率の目標達成は困難な状況です。

④ 個人情報の管理に留意してください。

<回答>健康推進課

三郷市個人情報保護条例に基づき、個人情報の適正な取り扱いに努めております。新

規業務や、変更業務が生じた場合は、三郷市個人情報保護審議会に諮り、承認を受けて おります。今後も個人情報の取扱いにつきましては、管理を徹底してまいります。

2. 後期高齢者医療について

第204回国会で75歳以上の方の医療費負担が、所得により1割から2割負担に2倍化される法案が提出され2023年10月以降に実施する計画が進行しています。75歳以上の方を対象に私たちが行ったアンケート調査では、回答された方の30%近い方が受診科や通院回数を減らすなどと回答しています。受診抑制が強く懸念されます。

(1) 窓口負担2割化について、中止するよう、国に要請してください。

<回答>国保年金課

後期高齢者の窓口負担の在り方につきましては、世代を超えた医療保険制度全体での視点が必要と認識しておりますことから、今後も国および関係機関の動向を注視してまいります。

(2) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

<回答>ふくし総合支援課

生活に困った高齢者への支援につきましては、関係課や他機関と連携し情報共有のうえ、 適切な支援に努めてまいります。

<回答>長寿いきがい課

高齢者の見守りにつきましては、見守り配食サービスとして食事の確保が困難なひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等に、栄養バランスのとれた昼食又は夕食を届けるとともに、利用者の安否を確認しております。また、緊急通報システムとして、ひとり暮らし高齢者等が家庭内で急病やケガなど突発的な事故等があった際に、通報ボタンを押すだけで受信センターに通報され、緊急を要する場合には救急車等の出動を要請し救助を図っております。加えて、利用者へ月1回以上の定期連絡を行い、日常生活の状況把握及び安否確認も実施しております。

<回答>国保年金課、健康推進課

本市では、埼玉県後期高齢者医療広域連合と連携し、生活習慣病の重症化を予防することを目的として、後期高齢者健康診査の結果から支援が必要と判断される対象者を抽出し、個別訪問による医療機関への受診勧奨及びその後の医療機関受診状況の確認を行っております。この事業は所得に関わらず実施しており、今後も引き続き支援を進めてまいります。

(3) 健康長寿事業を拡充してください。

<回答>長寿いきがい課

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの充実を図ってまいります。さらに、多様な高齢者施策をとおして日常生活における健康意識を高めるとともに、フレイル予防に認知症予防の視点を加えた支援を実施してまいります。

(4) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

<回答>健康推進課

後期高齢者健康診査及び各種がん検診の受診費用につきましては、後期高齢者医療保険加入のかたは無料で実施しております。また、集団歯周疾患検診を年に1回実施しており、75歳以上のかたは無料としております。

<回答>国保年金課

人間ドックは、病院毎に受診費用の金額にかなりの幅があり、受診の形態も様々です。 そのすべてを無料とすることは、医療制度の持続性や被保険者間の公平性の観点からも困難であると考えることから、これまでどおり、受診費用の一部を助成する事業を進めてまいります。

3. 地域の医療提供体制について

コロナ禍にあって地域住民のいのちを守る地域の医療機関への期待が高まっています。国 や県が進める地域医療計画による再編・統合・縮小ではなく、地域医療の整備・拡充こそ必 要です。

(1) 地域の公立・公的病院、民間病院の拡充が必要です。国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

<回答>健康推進課

診療実績及び近隣での医療提供状況を勘案し、公的病院の統廃合を進めることで、医師の確保を容易にし、また、市民への安定した救急医療や小児救急が提供できるのであれば、病院の再編も理解できます。しかし、通院患者の高齢化や地域のバス路線等の現状を勘案すると、再編・縮小は本市においては現実的ではないと考えます。埼玉県との協議の場等での議論の推移を注視してまいります。

(2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

<回答>健康推進課

全国市長会の「地域医療の確保に関する重点提言」において、地域医療の確保については、地方と十分協議を行い、その意見を施策に反映することと国へ提言しておりますので、引き続き国や県の動向を注視し、県の地域医療構想協議会などを通じて連携・協力してまいります。

4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために

コロナ禍にあってなかなか収束が見えない状況が続いています。しかも感染力が強い変 異株の拡大が脅威となっています。

(1) 保健所や保健センターなどの人員体制を強化してください。

<回答>健康推進課

埼玉県は今年度におきまして、組織及び定数の改正を行い、保健所の保健師を増員し、新型コロナウイルス対策の強化を図っております。また、本市におきましては、令和3年1月に保健センター内に新型コロナウイルスワクチン接種対策室を設置し、人員体制を強化しております。

(2) 医療機関や高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を定期的に頻回に行ってください。

<回答>健康推進課

感染症法に基づき行われる行政検査の対象者につきましては、特に特定の地域の集団組織等において陽性となる確率が高いと考えられ、クラスター連鎖が生じやすいと考えられる状況にある場合も、行政検査の対象者に含めて積極的に検査を実施するよう国から県に求められておりますので、引き続き国・県の動向を注視してまいります。

(3) 無症状者に焦点をあてた大規模な PCR 検査を行ってください。

<回答>健康推進課

無症状者への自費診療に関する助成につきましては、現段階では行政検査に影響がないよう、慎重に判断する必要があると考えております。クラスター連鎖が生じやすいと考えられる状況にある場合は行政検査を積極的に実施するよう、国から県に対して指針が示されておりますので、引き続き国・県の動向を注視してまいります。

(4) ワクチン接種体制の強化をお願いします。

<回答>健康推進課

ワクチン接種体制としては、集団接種と個別接種を実施しており、集団接種につきましては、開始当初は1つの会場で実施しておりましたが、現在は3つの会場に拡大し実施しております。個別接種も3つの病院で開始され、準備が整い次第、順次開始予定となっており、体制の強化を図っております。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1.1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

アンケート結果によれば 2021 年度の介護保険料の改定で、据え置きが 12 自治体、引き上げは 44 自治体(平均年額 5, 255 円増)がありましたが、7 市町村では平均年額 1823 円の引き下げを実施されました。引き続き、次期改定にむけて保険料の見直しを行い、

住民の負担軽減に努力してください。

<回答>介護保険課

高齢化にともない、要介護者数及び介護給付費が増加傾向にあり、今後もこの傾向が続くことが予想されます。介護保険料の設定に当たっては必要な介護サービス量を適切に 見込むとともに、可能な限り保険料の抑制につながるよう、引き続き関係部署と連携して 介護予防事業等の充実を図ってまいります。

2. 新型コロナウイルス感染の影響による介護保険料の減免を実施してください。

コロナ禍による影響で困窮する世帯に実施した 2020 年度の介護保険料減免の実施状況 を教えてください。2021 年度も実施してください。

<回答>介護保険課

令和2年度は24件、計約122万円の適用がありました。今年度も同様の減免措置を実施予定です。

3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、 低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

<回答>介護保険課

所得段階第 $1 \sim 3$ 段階のかたの保険料につきましては、法令に基づき引き下げの措置を行っており、今年度も引き続き実施されます。

4.介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

<回答>介護保険課

独自の給付につきましては、市民の皆様の負担増にもつながることから、慎重にすべきと考えます。

(2) 2割、3割負担となった利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

<回答>介護保険課

介護保険制度の持続を図るため、一定以上の所得があるかたにつきましては、負担能力に応じた自己負担割合が定められています。なお、高額介護サービス費等の支給により、 負担が一定の額を超えない仕組みとなっています。

5.看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。

<回答>介護保険課

独自の助成制度につきましては、市民の皆様の負担増にもつながることから、慎重にすべきと考えます。

6.新型コロナウイルス感染の拡大に伴い、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。

(1) 自治体として財政支援を行ってください。

<回答>介護保険課健康推進課

令和2年度に三郷市医療機関・福祉事業所等緊急支援事業を実施し、介護サービス事業 所等へ支援金を支給しております。今後も感染拡大状況等を注視してまいります。

(2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として 実施してください。

<回答>介護保険課

令和2年度以降、県からの支給を受け、市役所内でこれまで数度にわたりマスク・手袋 及び消毒液の配布を行っています。引き続き国・県と連携して対応してまいります。

(3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してくだ さい。公費による定期的な PCR 検査を実施してください。

<回答>健康推進課

感染症法に基づき行われる行政検査の対象者につきましては、特に特定の地域の集団組織等において陽性となる確率が高いと考えられ、クラスター連鎖が生じやすいと考えられる状況にある場合も、行政検査の対象者に含めて積極的に検査を実施するよう国から県に求められておりますので、引き続き国・県の動向を注視してまいります。

7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

<回答>介護保険課

第8期三郷市介護保険事業計画では、地域密着型サービスの認知症対応型共同生活介護 1施設の新設及び特別養護老人ホームの増床を計画しています。

8.地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

<回答>長寿いきがい課

平成28年4月に地域包括支援センターを1か所増設し、現在6か所の体制になって おります。今後の高齢者人口の推移や国の動向を注視し、体制の充実を検討してまいりま す。

3. 障害者の人権とくらしを守る

- 1、障害福祉事業所と在宅障害者・家族に対する新型コロナウイルス感染防止対策の徹底等をおこなってください。
 - (1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を事業所に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

<回答>健康推進課

令和2年度に三郷市医療機関・福祉事業所等緊急支援事業を実施し、障害福祉サービス 事業所等へ支援金を支給しております。今後も感染拡大状況等を注視してまいります。

<回答>障がい福祉課

令和2年度に三郷市医療機関・福祉事業所等緊急支援事業を実施し、障害福祉サービス 事業所等へ支援金を支給しております。また、事業所へのハンドソープの配布、気管切開 等により医療的ケアを要する在宅の障害児者とその家族に対して、マスクとアルコール含 浸綿の配布を行いました。国や県の動向、新型コロナウイルス感染拡大等の状況を踏まえ、 衛生用品等の配布について引き続き検討してまいります。

(2) PCR検査を徹底し、自宅での経過観察ではなく、入院できる体制確保してください。

<回答>健康推進課

新型コロナウイルス感染症に対する積極的疫学調査は保健所の所掌事務となっております。今後も、県の動向を注視してまいります。

(3) 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。

<回答>障がい福祉課

職員の不足につきましては、障がい分野だけではなく、介護分野等でも生じている点は 承知しております。賃金やマッチング等様々な要因が考えられますが、どのような手立て が有効なのかについて、他の福祉分野とも情報を共有し、研究してまいります。

(4)入院できる医療機関が少ないため、障害者への優先接種を行ってください。バリアフリーの関係、新しい場所への不安から、ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

<回答>健康推進課

65 歳以上の障がい者へのワクチン接種については、障がい担当課と調整を図り、順次接種を実施しております。また、個別医療機関でワクチン接種が2回可能なかたについては、64 歳以下のかたでも対応しております。

2、 障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップが必要です。

(1) 障害者地域生活支援拠点事業での進捗状況・具体的な取り組みを教えてください。 <回答>障がい福祉課

本市の地域生活支援拠点等整備事業につきましては、三郷市障がい者地域生活支援協議会及びワーキンググループにて市内事業所等との情報の共有や検討を進め、令和3年4月に開始いたしました。国はこの事業の柱として5項目(相談、緊急時対応、専門性の確保、地域の体制づくり、体験機会・場の確保)を示しており、中でも本市として優先すべきは「相談」と「緊急時対応」と捉え、「相談」については令和3年1月から委託相談支援事業所を増設し、今後は基幹相談支援センターの設置に向けて検討を進める予定です。「緊急時対応」につきましては、短期入所事業所への個別説明と協力依頼を行い、緊急時の受け入れ先として届出をしていただける事業所の拡大に向けて努めてまいります。

他の項目も含めて、三郷市障がい者地域生活支援協議会等での進捗管理を行う中で、ニーズに即した拠点整備となるよう検討していきます。

(2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

<回答>障がい福祉課

拠点等の整備については、社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る協議等において、優先的な整備対象として位置付けられており、また地域生活支援事業の「地域移行のための安心生活支援」の事業も地域生活支援拠点等の整備に活用できることとされております。こうした補助等を活用してまいります。

(3) 当事者の声を反映する事業としてください。

<回答>障がい福祉課

障がい福祉に係る事業所や関係団体等のみならず、障がいを持つ方の意向も含めて検 討・構築を進めてまいります。

3、 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

(1) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム(重度の障害を持つ人も含め)、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。どれくらいの暮らしの場が今後必要と思いますか。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

<回答>障がい福祉課

日中サービス支援型を含めたグループホームや短期入所の拡充の必要性は承知しております。その開設に関する事業者等からの相談は通年で有り、「三郷市障がい者計画」

に基づいた本市のニーズ等も伝えながら事業申請への協力を行っております。

暮らしの場の整備はもちろん必要ですが、その規模や内容等については当事者の意向 (例えば在宅を希望するのか、入所系を希望するのか)等にも左右されるものと思われ ます。そのため、三郷市障がい者生活支援協議会等において、当事者のニーズも踏まえ、 広くご意見をいただきながら検討していくことが必要と考えます。

(2) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護(80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど)家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

<回答>障がい福祉課

障がい福祉課や障がい福祉相談支援センターで相談対応をする中で、老障介護を含め様々な課題を抱える世帯があることは承知しております。障がい福祉課だけでは対応しきれない事例も多く、引き続き生活困窮・介護・生活保護担当部署等との連携を密に、対応してまいります。

(3) 障害者支援施設(入所施設)利用者の中で、土日等利用して帰省しているケースを把握していますか。在宅者同様に障害福祉サービスを利用できるようにしてください。 <回答>障がい福祉課

ご家族等から相談や報告をいただいている場合は、一時帰宅される方を把握しております。現行の障がい福祉サービスにおいては、施設入所者やグループホーム利用者が一時帰宅をしている際に、市町村が特に必要と認める場合は、施設入所支援等との報酬が重複しないことを条件に短期入所や居宅介護等を利用できる「併給」が可能となっております。

4、 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させる ことが必要です。

(1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。 <回答>障がい福祉課

現在、一部負担金等は設けておりません。助成の対象や内容につきましては、今後も 福祉サービス全体における費用負担の均衡を考慮し、支給状況や国保財政に与える影響な どを注視しながら総合的に判断してまいります。

(2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

<回答>障がい福祉課

重度心身障害者医療費助成制度につきましては、令和2年1月診療分から市内の医療機

関等に受診した場合に限り、現物給付化を実施しております。

現物給付の広域化につきましては、県や近隣市町の動向を注視し、検討してまいります。

(3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

<回答>障がい福祉課

精神障害者手帳2級のかたにつきましては、65歳未満で後期高齢者医療制度の障害 認定を受けられる状態にあり、かつ、65歳以上で後期高齢者医療制度に加入された場合、 助成制度の対象としています。

支給要件につきましては、今後も福祉サービス全体における費用負担の均衡を考慮し、 支給状況や国保財政に与える影響などを注視しながら総合的に判断してまいります。

(4) 行政として、二次障害(※) について理解し、援助をするとともに、二次障害の進行を抑えるため、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者(他の障害も含まれます)は、その障害を主な原因として発症する二次障害(障害の重度化)に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が倍増し、不安と戸惑いが伴っています。

保健、医療、福祉がそれに十分こたえていません。

<回答>障がい福祉課

二次障害について理解を深めることの必要性は承知しております。相談支援を通じて、相談者個々の生活の困難さや不安等に寄り添い、少しでも負担の少ない生活が送れるよう、 医療機関等との連携も含めて対応してまいります。

5、 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

(1) 未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

<回答>障がい福祉課

本市では障害者生活サポート事業を実施しておりません。地域生活支援事業である「移動支援事業」、市独自事業である「三郷市在宅心身障害児者一時介護委託料助成事業」にて対応しております。

(2) 実施市町村においては、県との割合負担以外の自治体独自の持ち出し金額を教えてください。

<回答>障がい福祉課

- (3) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。
- <回答>障がい福祉課
- (4) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。 <回答>障がい福祉課
- (5) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。 <回答>障がい福祉課

6、 福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

(1) 初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券(補助券)の検討を進めてください。

<回答>障がい福祉課

初乗り運賃の改定を受け、券の枚数を年間最大24枚から34枚に増加しております。 券の利用方法につきましては、県内の広域協定によるものとしておりますが、今後も補助 内容や効果及び近隣市町の動向を勘案し、判断してまいります。

(2) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

<回答>障がい福祉課

福祉タクシー利用券は、障がい者のかたに介助者や付き添いのかたが同乗する場合も利用が可能です。燃料費助成券につきましては、同居の親族が利用者に代わって券を給油所の係員に提出することが可能となっております。また、所得や年齢の制限はありません。

(3) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

<回答>障がい福祉課

福祉タクシー運営協議会等で県や他市町村と協議を図り、障がい福祉施策全体との調和を図りながら、引き続き検討してまいります。

7、 災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、災害種類毎のハザーズマップの普及も含め、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

(1) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

<回答>ふくし総合支援課

名簿登載の対象者は、75歳以上の独居のかた、75歳以上の高齢者のみの世帯のかた、 介護保険制度による要介護3以上の認定者、身体障がい者手帳1級または2級の交付を 受けているかた、養育手帳マルAまたはAの交付を受けているかた、精神障がい者保健福 祉手帳1級の交付を受けているかたであり、これらの要件以外にも、避難支援が必要と判 断されるかたも対象で、ひとり親家庭のお子さんや共働き世帯による日中独居のお子さん、 高齢者、妊産婦、日本語に不慣れな外国籍のかた等、避難に不安があるかたはどなたでも 申し出をしていただくことで名簿登載できるようになっております。

また、登録者の避難者経路につきましては、要支援者の避難支援者に経路を確認してもらうよう周知をしております。

<回答>危機管理防災課

避難所となる施設のバリアフリー化につきましては、小中学校や県立学校、地区センター等の施設管理者において推進しており、危機管理防災課でも現状を確認しております。

(2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。 <回答>危機管理防災課

令和3年5月、福祉避難所の確保・運営ガイドラインが改正され、福祉避難所について、 あらかじめ受入対象者を特定し本人とその家族のみが避難する施設であることを公示する制度などが創設されました。

引き続き、指定避難所における要配慮者スペースや福祉スペースの確保を進めるとともに、民間の要配慮者施設に協力を求めるなど、新たなガイドラインに沿った体制の整備についても取り組んでまいります。

(3) 避難所以外でも、避難生活(自宅、車中、他)している人に、救援物資が届くようにしてください。

<回答>危機管理防災課

避難所は自宅での生活が困難なかたの生活の場であると同時に、在宅での避難者や、指定の避難所以外で生活するかたへ支援を届けるための拠点としての役割も担っておりますので、在宅避難者等につきましても、指定の避難所において名簿の管理をし、食料等の配給を行うことを原則としております。

(4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

<回答>ふくし総合支援課

災害時に町会、自治会、自主防災会の方および民生委員・児童委員協議会の委員が、訪問・支援できるよう名簿の開示をしております。

(5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

<回答>企画調整課

令和2年度から、自然災害や感染症の発生など様々な危機事象への対策を強化するため、 新たに危機管理監を設置し、関連部署の総括を行っております。これにより、各関連部署 との連携をこれまで以上に強化し、危機事象に対応しております。保健所の機能強化につ きましては、今後も、国・県・保健所などとの連携を図りながら、各々の役割に応じ、地 域住民の健康を支えられるよう努めてまいります。

8、福祉予算を削らないでください。

コロナ危機の中で、障害福祉関連事業の新設、削減、廃止、などの動きがありますか。コロナ禍にあって、適切な財政支援を行ってください。また、削減・廃止の検討がなされているところでは、当事者、団体の意見を聞き、再検討してください。廃止されたものについては復活をしてください。

<回答>障がい福祉課

障がい福祉に関する予算について、具体的に廃止を検討している事業はありません。 障がい福祉サービスに係る支出の伸びなど厳しい財政状況において、引き続き予算を維持・確保できるよう努めてまいります。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保育】

- 1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。
- (1) 待機児童の実態を教えてください。
 - ① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

<回答>すこやか課

令和2年4月1日現在の待機児童数は64人で、保留児童数は263人となっております。

② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

<回答>すこやか課

各年齢別の受入れ児童総数は0歳児 254人、1歳児 463人、2歳児 526人、3歳児 516人、4歳児 533人、5歳児 542人です。

- (2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。
 - ① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

<回答>子ども政策室

待機児童解消の対策につきましては、令和2年度に策定した「三郷市子ども・子育て支援事業計画(「みさとこどもにこにこプラン」内包)に基づき、保育ニーズを見込み、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業等を整備することなどにより、必要とする受け入れ枠の確保に努めており、令和3年4月から小規模保育事業所3施設(利用定員計57名)を開園しました。引き続き保育ニーズの推移等を見極めてまいります。

② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

<回答>すこやか課

給付費、補助金につきましても入所児童数に応じた支援を行うとともに、引き続き、 統合保育を推進してまいります。

③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

<回答>子ども政策室

施設整備事業費の増額につきましては、国・県補助制度の動向を注視してまいります。

2. 新型コロナウイルス感染症から子どもの命を守るためにも、ひとり一人の気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、コロナ禍で困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を行うためにも少人数保育のための予算を増額してください。

<回答>すこやか課

職員配置については国の配置基準に基づき定めておりますが、新型コロナウイルス感染を防止する観点から少人数保育を実施する際には、新たに保育スペース及び保育士の確保などが必要となることから、国や県の動向を注視してまいります。

なお、新型コロナウイルス感染防止対策といたしまして、市内全ての保育施設に対し、 空気清浄機や消毒用アルコール等の購入費の補助を行っており、令和3年度においても 施設の規模に応じて感染防止対策にかかる支援を行ってまいります。

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、 自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

<回答>人事課

今年度、保育士については11名を正職員として新規採用しております。引き続き、 市立保育所の運営に必要な保育士の確保に努めてまいります。

<回答>すこやか課

国において、公定価格に人事院勧告分及び処遇改善加算の賃金改善要件分の上乗せを して保育士賃金の改善を図っており、これに加えて本市では、遠方からの保育士採用及 び就労定着を図るため、事業者が宿舎を借り上げる費用の一部を補助する国の補助金を 活用するほか、「三郷市民間保育施設等運営改善費補助金交付要綱」に基づき民間保育 施設の保育士の処遇改善のための補助を今後も引き続き実施してまいります。

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳~2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることになります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費(副食費)が保育料から切り離され、2019年10月より「実費徴収」される事態になってしまいました。

(1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

<回答>すこやか課

食材料費(主食費・副食費)の取り扱いが、国から示された全国一律のものであることや、財源の確保という課題もあることから、国や近隣自治体等の動向を注視してまいります。

5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果してください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

<回答>すこやか課

保育の質の向上のため、様々な研修案内の周知をはじめ、市が開催する保育士研修の 実施について、民間保育施設を含めた案内を行っております。保育施設への指導監査に つきましては、毎年度、計画的に集団指導及び実地検査を実施しております。

なお、認可外保育施設についても同様です。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないよう必要な支援を行なってください。

<回答>すこやか課

入所中の児童の下の子の出産に伴う保護者の育児休業期間中の保育施設の利用につきましては、育児休業取得証明書に記載の育児休業期間を確認したうえで、生まれたお子さんが2歳になった日の属する年度末まで支給認定を行っております。今後も保育格差が生じないよう、支援を進めてまいります。

【学童】

6. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位 40人以下」「児童1人当たり1.65 ㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

<回答>教育総務課

児童クラブの入室につきましては、令和3年6月1日現在、待機児童はおりません。 引き続き、入室を希望する児童の受け入れができるように努めてまいります。

また、適正規模につきましては「三郷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」の基準に基づく運営に努めてまいります。

7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員(放課後児童支援員)の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で41市町(63市町村中65.1%)、「キャリアアップ事業」で32市町(同50.8%)にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

<回答>教育総務課

「放課後児童支援員等処遇改善等事業」につきましては、令和 2 年度に要件を充たす取り組みがございましたので、申請をいたしました。「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」につきましては、申請に必要な要件を充たしていないことから、引き続き近隣市の状況を注視してまいります。

8. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」(※「県ガイドライン」)立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

<回答>教育総務課

「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」の改善については、埼玉県が実施する事業となることから、埼玉県や近隣市の状況を注視してまいります。

【子ども医療費助成】

9. 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであり、埼玉県も制度を拡充し助成すべきであると考えています。

(1) 通院及び入院の子ども医療費無料化を「18歳年度末」まで拡充してください。すでに実施している場合は、引きつづき継続してください。

<回答>子ども支援課

こども医療費の対象児童を 18 歳年度末まで拡大することにつきましては、国や県の動向に注視するとともに、拡大による医療費支給状況の推移、他の子育て施策との整合性、近隣市町の動向などを総合的に判断して参ります。

(2) 国や県に対して、財政支援と制度の拡充を要請してください。

<回答>子ども支援課

県に対して、埼玉県市長会を通じて助成対象年齢を引き上げるよう要望をしております。

5. 住民の最低生活を保障するために

1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

厚労省ホームページで 2020 年度に「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明しています。具体的に扶養義務のこと、住むところがない人、持ち家がある人でも申請ができることなどを「ためらわずにご相談ください」と明記しています。市町村においても、分かりやすく申請者の立場にたってホームページやチラシを作成してください。

<回答>生活ふくし課

生活保護制度につきましては、現在ホームページを通じて周知しております。制度の 説明が煩雑とならないよう、今後も窓口でのご相談にて、丁寧な制度説明に努めてまい ります。

2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は、義務ではないのですから行わないでください。

コロナ禍にあって、失業や倒産などから生活に困窮する方が激増しています。しかし、 生活保護を利用する世帯は、必要としている世帯の2割程度にすぎません。その原因の 一つには、「扶養照会」であると言って過言ではないでしょう。今国会での審議で田村 厚労大臣は「扶養照会は義務ではない」と答弁しています。しかし、埼玉県内の福祉事 務所ではDVなどの場合を除いて、申請者が望まない扶養照会が行われています。申請 者が望まない扶養照会は行わないよう改善してください。

<回答>生活ふくし課

扶養義務者の扶養は、生活保護法第4条の2項に記されているように、保護に優先して行われるものとされています。しかしながら、扶養義務調査を行なうことが相談者の申請の妨げとならないよう、特に申請時には十分確認し、機械的に照会をかけることのないよう留意してまいります。

3. 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。

福祉事務所としてもミスが起こる原因にもなっています。福祉事務所職員だけでなく 利用者本人も点検できるよう、加算や稼働収入の収入認定枠を設けて、誰が見てもわか る内訳欄のある書式にしてください。

<回答>生活ふくし課

個々に基準が異なり、計算がより複雑なものとなることから、ケースワーカーにおいても十分注意の上、

手続きを進めます。また、内容の記載だけではなく、お問い合わせに対しても丁寧な 説明を心がけます。

4. ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください。

生活保護利用者の立場にたった対応ができるように、十分な研修や人権侵害や制度の 不勉強によって利用者が不利益となるようなことがないようにしてください。

また、社会福祉主事の有資格者を採用してください。

<回答>人事課

ケースワーカーについては、標準数を満たすよう毎年増員を図っており、今年度は前年度に比べて1名増員しております。引き続き、必要なケースワーカーの確保に努めてまいります。

<回答>生活ふくし課

職員の研修につきましては、関連する他法の研修や査察指導員を中心とした内部 0JT を充実させるほか、ケース事例の共有などを日常的に行ってまいります。

5. 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。

コロナ禍にあって、社宅を退去させられるなどの事態が増えています。福祉事務所では、このような人達を無料低額宿泊所にあっせんする場合があります。しかし、本人が希望しない場合や居宅での自立した生活が可能な場合は、無料低額宿泊所への入居を強制しないでください。

<回答>生活ふくし課

相談者が申請時に居宅等を失った、あるいは同等の状態にある際、無料定額宿泊所の案内を することもありますが、本市ではそういった場合、必ず本人の同意を求めており、希望者に対し て入居の支援をさせていただいております。

6. 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。

<回答>ふくし総合支援課

生活困窮者自立支援事業の充実に向けて、関係課や他機関との連携を図りながら、引き続き、必要とされる方に適切な支援が届くよう努めてまいります。

<回答>生活ふくし課

福祉事務所内外の相談担当部署と連携し情報共有の上、必要とされるかたに対して的確 に支援・サービスが届くよう今後も努めてまいります。

以上